

独立行政法人医薬品医療機器総合機構労働者派遣業務  
(健康被害救済部受託事業課)に係る仕様書

1. 調達案件の概要

派遣労働者(事務系) 1名

2. 業務内容・期間

(1) 業務内容

一般事務

○調査研究事業対象者から提出された健康状態報告書、生活状況報告書及び個人情報提供に関する同意書(以下「報告書等」という。別添参照)にかかる次の業務

**【期間中、日常的に行う業務】**

- ① 報告書等郵送物の封筒の開封、受領印の押印、受付(Excel、FileMakerを使用)
- ② データベース(FileMakerを使用)への報告書等の記載内容の入力及びチェック
- ③ 報告書等に係る以下の作業
  - ・コピー及びマスキング
  - ・スキャナーを用いたPDFデータ化及びパスワードの設定
  - ・CD-RWへのPDFデータの書き込み

**【期間中、限定的に行う業務】**

- ④ 医療機関情報の更新入力(Excel)、ラベルの印刷(Access)(1週間程度)
- ⑤ 医療関係先へのパンフレットの発送作業(1回、2日程度)
- ⑥ その他郵便物の封入、発送作業(1回、3日間程度)
- ⑦ その他、上記①～⑥に付随する業務

※受注者は上記①～⑦を派遣労働者に対して確実に伝えて、了承を得るとともに、確実に履行させること。

※参考：報告書等の件数

- ・健康状態報告書、生活状況報告書：各500件程度
- ・個人情報提供に関する同意書：約600枚

(2) 期間

令和7年3月1日 ～ 令和7年5月31日(61日間)

(3) 抵触日

令和9年12月31日

3. 派遣労働業者の要件

- ① 外部機関への提出期限があるため、業務期間内に「2. (1) 業務内容」の①～③までの作業を正確かつ速やかに遂行できること。
- ② パソコンを用いたデータベースへの入力作業となるため、長時間に渡り、入力内容に誤りの無いよう、細心の注意を払いながら作業を行えること。なお、直近2年以内にデータベース等への入力作業経験があることが望ましい。
- ③ OA 機器の一般的な操作について不自由なく行えること。
- ④ 報告書等には医薬品名や対象者の病名等、専門用語の記載があるため、記載が不明瞭な場合には、必要に応じてインターネット等で検索し、確認を行うことが可能であること。

#### 4. 勤務日

派遣労働者の勤務日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及びその他理事長が指定する日を除いた日とする。

#### 5. 休暇日の取得について

休暇を取得する場合は事前に指揮命令権者に報告すること。

#### 6. 就業時間

勤務時間は原則9時30分から17時30分とするが、詳細については契約締結後、派遣業者と調整も可能とする。

なお、実労働時間は7時間とし、休憩時間は12時00分から13時00分とする。

#### 7. 就業時間外労働、休日労働

就業時間外労働、休日労働の規定については、派遣元の規定に準じる。

#### 8. 勤務する事業所の名称、所在地

名 称：独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部 受託事業課  
所 在 地：東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル7階

#### 9. 派遣先責任者及び指揮命令権者

- ・派遣先責任者：健康被害救済部長 近藤 秀昭
- ・指揮命令権者：健康被害救済部長 近藤 秀昭

#### 10. 派遣元責任者

契約企業の責任者（派遣業者決定以降記載）

#### 11. 苦情処理申出先

- ・派遣先：健康被害救済部長 近藤 秀昭
- ・派遣元：契約企業の担当者（派遣業者決定以降記載）

## 12. 留意事項

- (1) 業務の性格上、所要の守秘義務が課せられているので、十分留意すること。
- (2) (1) について、誓約書を別途提出し、これを遵守すること。

## 13. 契約金額について

派遣代金は時間あたりの額を定める単価契約とし、履行に必要な一切の費用を含むものとする。

## 14. 契約条件

- (1) プライバシーマーク（Pマーク）、ISO/IEC27001 認証（国際標準）又は JISQ27001 認証（日本産業標準）のいずれかを取得していること。
- (2) 厚生労働省から委託を受けた審査認定機関より「優良派遣事業者」の認定を受けていること。
- (3) PMDA及び厚生労働省における指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 派遣就業前に、候補となる派遣労働者の略歴書（PC スキルに関する情報含む）の提出が可能であること。
- (6) 業務に支障をきたす場合、派遣労働者の時期変更又は代替要員の用意が即日可能であること。

## 15. 本件に関する照会先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 7 階

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部 受託事業課

TEL : 03-3506-9415

FAX : 03-3506-9439

メールアドレス : kyuusai●pmda.go.jp

(迷惑メール対策のため、●は@に置き換えてください)